

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行

村田健二税理士事務所

〒720-0825

広島県福山市沖野上 5-29-27 大黒ビル 2F

TEL(084)959-3605 FAX(084)959-3606

**福袋で自社名を誤植！あえて修正せず
話題を提供した「ヴィレッジヴァンガード」**

福袋は、「商戦」と位置付けられるほど重要なイベント。在庫処分のお試しとされていた時代は昔のこと、現在はその質が企業イメージを左右することも。その福袋に印刷する自社名に、誤植が発覚！そんな、想像したくもないミスを起こした企業がある。「遊べる本屋」をキーワードに、全国 535 店舗を展開する株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションだ。2017 年の福袋として用意した計 6 種のうち、4 種の社名が誤っていた。

通常なら作り直して発売に間に合わせようとする所だが、同社はあえて誤植のまま販売。さらに、自社の Twitter アカウント名も誤った社名に変更し、自虐的なツイートを発信した。結

果、リツイート数は 6000 を超え、複数のウェブメディアでも紹介されるなど、注目を集めることに成功。

細かく分析すると、問題の本質とタイミングを見極めた高度なマーケティングテクニックが垣間見える。まず、社名の誤植はあくまでギフトバッグなので、中身の商品に影響しない。さらに、全社員へ事前に通達して「ネタ」として扱うことを共有。SNS やウェブメディアでパブリシティを獲得することに成功したわけだ。実利的な面でも、パッケージの作り直しや輸送、パッキングといった余計なコストをかけずに済んでいる。ミス マイナスと捉えず、前向きに生かす道を見出す。同社の姿勢は、適切なマーケティングを模索するうえで参考にすべき事例ではないだろうか。

**所得拡大促進税制を見直し
中小企業中心に拡充して賃上げ支援**

2017 年度税制改正では、中堅・中小企業の賃上げを支援する所得拡大促進税制が中小企業を中心に拡充される。所得拡大促進税制は、一定の要件を全て満たした場合に給与総額の増加分の 10% を法人税額から控除できる制度だが、今回の改正で、新たに「前年度比 2% 以上の賃上げ」という要件を設定し、その際の控除率は現行より引き上げ、企業規模で控除率に差を設ける（中小企業者は増加分の 22%、大企業で 12%）。

今回の見直しでは、まず、中小企業者等以外の法人は、現行の要件の一つである「平均給与等支給額が前事業年度を上回ること」との要件を「平均給与等支給額が前事業年度から 2% 以上増加すること」に見直すとともに、控除税額を、給与

等支給増加額の 10% と給与等支給増加額のうち給与等支給増加額から前事業年度の給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の 2% との合計額（現行は給与等支給増加額の 10%）とする。

一方、中小企業者等については、平均給与等支給額が前事業年度から 2% 以上増加した場合の控除税額を、給与等支給増加額の 10% と給与等支給増加額のうち給与等支給増加額から前事業年度の給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の 12% との合計額（現行は給与等支給増加額の 10%）とする。つまり、大企業は増加給与額の 12% を、中小企業者は増加給与額の 22% を、それぞれ法人税額から税額控除できるようになる。